

平成31年度京都府福祉人材育成認証制度コンサルティング事業等業務
についての質疑・回答

質問1 委託事業の実施体制について

内容：平成31年度京都府福祉人材育成認証制度コンサルティング等事業業務募集に係る企画提案仕様書「第3 委託業務の実施方法」④に記載の「業務の整理等を普及推進するためのコーディネーター等」が果たすべき具体的業務とは何か。

回答：該当する業務が、仕様書に規定されていないため、コーディネーター等の設置は不要です。「第3 委託業務の実施方法」以下の文言を仕様書から削除します。

④業務の整理等を普及推進するためのコーディネーター等による事業実施